

書名：ミヤケン先生の合格講義 2級造園施工管理技士

発行：2022年3月20日 第1版第1刷発行

2022年8月10日 第1版第2刷発行

ISBN：978-4-274-22837-7

◆訂正内容

下記の内容は、いずれも「建設業法施行令の一部を改正する政令(令和4年11月18日政令第353号,令和5年1月1日施行)」により、法令の変更に対応したものです。

頁数 位置	正誤内容		備考
	誤	正	
P.252 基礎ポイント講義1(上から4行目)	(外注総額)が4,000万円以上となる場合は、	(外注総額)が 4,500 万円以上となる場合は、	
P.252 表「技術者の設置を必要とする工事」3行(監理技術者を設置する工事現場)2列目(建設工事の内容)	元請工事で、合計4,000万円(建築一式工事6,000万円)以上の工事を下請に出す工事現場	元請工事で、合計 4,500 万円(建築一式工事 7,000 万円)以上の工事を下請に出す工事現場	
同 3行3列目(専任を要する工事)	不特定多数が使用する施設の工事で3,500万円(建築一式工事7,000万円)以上の工事	不特定多数が使用する施設の工事で 4,000 万円(建築一式工事 8,000 万円)以上の工事	
P.253 表「一般建設業と特定建設業」2行(一般建設業)2列目(内容)	元請の場合4,000万円(建築一式工事では6,000万円)に満たない工事しか下請業者に出さない	元請の場合 4,500 万円(建築一式工事では 7,000 万円)に満たない工事しか下請業者に出さない	
同 3行(特定建設業)2列目(内容)	元請の場合4,000万円(建築一式工事では6,000万円)以上の工事を下請業者に施工させる	元請の場合 4,500 万円(建築一式工事では 7,000 万円)以上の工事を下請業者に施工させる	
P.255 問題1(A)	(3) 4,000万円…………… 指定建設業 (4) 4,000万円…………… 特定建設業	(3) 4,500 万円…………… 指定建設業 (4) 4,500 万円…………… 特定建設業	
同 解説 上から2行目	(A) 4,000万円以上となる造園工事を	(A) 4,500 万円以上となる造園工事を	
P.255 問題2 上から5行目	そのうち4,000万円以上を下請契約して	そのうち 4,500 万円以上を下請契約して	
同 解説 上から4行目	発注者から直接造園工事を請け負い、そのうち4,000万円以上を	発注者から直接造園工事を請け負い、そのうち 4,500 万円以上を	
P.256 問題3(4)	(4) 地方公共団体が注文者である3,500万円の造園工事	(4) 地方公共団体が注文者である 4,000 万円の造園工事	
同 解説 上から2行目以降	不特定多数が使用する施設の工事で3,500万円(建築一式工事7,000万円)以上の工事」とされている。 (1)、(2)、(3)は、いずれも3,500万円未満であり、該当しない。	不特定多数が使用する施設の工事で 4,000 万円(建築一式工事 8,000 万円)以上の工事」とされている。 (1)、(2)、(3)は、いずれも 4,000 万円未満であり、該当しない。	

	したがって、(4) が正しい。	したがって、(4) が正しい。	
P.256 問題4 (4)	(4) 4,000	(4) 4,500	
同 解説 1行目	現場に置かなければならないのは、4,000 万円以上を下請け契約	現場に置かなければならないのは、4,500 万 円以上を下請け契約	